

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業について事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、事業契約の内容を公表する。

令和7年12月12日

大阪市長 横山 英幸

大阪市立小学校体育館空調設備整備事業

事業契約の内容

令和7年12月

大阪市

- 1 公共施設等の名称及び立地
別紙のとおり
- 2 事業者の商号又は名称
株式会社 大阪市小学校体育館空調 P F I
- 3 公共施設等の整備等の内容
大阪市立小学校体育館の空調設備の設計、施工、工事監理及び維持管理
- 4 契約期間
令和7年12月11日から令和23年3月31日まで
- 5 契約金額
16,648,515,928円（税込）
- 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項
事業契約書における以下の条項のとおり

（発注者：大阪市 受注者：株式会社大阪市小学校体育館空調 P F I）

（発注者の解除権）

第63条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
- (2) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により整備対象設備の引渡しが行われないとき又は引渡予定日経過後相当の期間内に整備対象設備を引き渡す見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 維持管理業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、第57条の規定による減額又は控除をした後、再度発注者が是正期間を定めて是正を指示したにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められることにより発注者がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
- (4) その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
- (5) この事業の遂行を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
- (6) 第42条第1項の月次報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
- (7) 第66条又は第67条第3項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- (8) 大阪市とDaigasエナジー株式会社、株式会社総合設備コンサルタント、株式会社エネ・グリーン、株式会社エネテック大阪、株式会社クラフティア、株式会社桂設計、フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社、ダイキンエアテクノ株式会社、須賀工業株式会社、株式会社ダイセン、株式会社玉尾ショップ、鴻池運輸株式会社、東テク株式会社、新和テック株式会社、株式会社東海テック、株式会社辻中、株式会社大阪ガスファシリティーズ及び株式会社関電エネルギーソリューションの間で締結された令和7年9月17日付大阪市立小学校体育館空調設備整備事業基本協定書（その後の変更を含み、以下「基本協定」という。）が構成員等の責に帰すべき事由により解除されたとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、この契約上の義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 発注者は、いずれかの構成員等又は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) いずれかの構成員等又は受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該構成員等又は受注者に対して当該契約の解除を求め、当該構成員等又は受注者がこれに従わなかつたとき。
- 3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第36条第5項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合 設計・施工等に係るサービス対価（設計・施工等に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む額）の10分の1（前項の規定により契約が解除された場合においては10分の2。次号において同じ。）に相当する額
 - (2) 第36条第5項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合 1事業年度の維持管理のサービス対価に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む額）の10分の1に相当する額

第64条 発注者は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼ

したときは、その損害を賠償しなければならない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第65条 受注者は、構成員等につき、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の100分の20に相当する額（ただし、基本協定第10条に基づき構成員等が違約金を支払っている場合は、当該支払済みの金額を控除した額とする。）を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 構成員等が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
 - (2) この契約について、確定した排除措置命令等（構成員等以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の微取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
 - (4) 構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、構成員等がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は構成員等若しくは構成員等の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
 - 3 第1項の規定により構成員等が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民法第404条第2項から第5項までの規定による法定利率の割合による利息を付きなければならない。

(受注者の解除権)

第66条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者がサービス対価の支払を遅延し、受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
- (2) 受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、発注者が契約上の

- 義務に違反し、かつ、その違反によりこの契約の履行が困難となったとき。
- (3) 第27条の規定による工事の施工の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第67条 不可抗力又は法令変更等により、受注者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から14日を経過しても第27条第4項若しくは第44条第4項の協議が整わないとき又は第51条第1項の通知の日から14日を経過しても同条第5項の協議が整わないときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、施工期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る発注者の負担については、第34条に定めるところによる。
- 3 不可抗力又は法令変更等により、維持管理業務の中止期間が6月を超えた場合には、受注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理業務についてはこの限りでない。

(完成前の解除の効力)

第68条 発注者は、第36条第5項に規定する完成確認書の交付前にこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。

- 2 発注者は、前項の検査を行う場合において、整備対象設備がこの契約、設計図書又は関係図書に適合しないと認める相当の理由があり、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、整備対象設備を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項に規定する引渡しを受けたときは、受注者から支払の請求を受けた後、一括払で、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する設計・施工等に係るサービス対価を受注者に支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第63条第1項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき設計・施工等に係るサービス対価と第63条第3項の違約金を相殺することができる。

(完成後の解除の効力)

第69条 発注者は、第36条第5項に規定する完成確認書の交付後にこの契約が解除された場合においては、受注者にあらかじめ通知を行い、当該解除の日から14日以内に整備対象設備の現況を確認するための検査を行うものとする。この場合において、発注者は、整備対象設備がこの契約又は関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

- 2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 不可抗力により生じた損害又は長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるもの 発注者の負担
 - (2) 第三者の責に帰すべき事由により生じた損害で、当該損害が生じたことについて受注者に過失がないもの 維持管理に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額について、発注者の負担
 - (3) 前2号に掲げるものの以外のもの 受注者の負担
- 3 発注者は、第1項の検査を行った場合において、整備対象設備がこの契約及び関係図書に適合すると認めるときは、受注者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の通知を受けたときは、設計・施工等に係るサービス対価の残額の支払を請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、別に定めるところにより、設計・施工等に係るサービス対価の残額を支払わなければならない。この場合において、契約の解除が第63条第1項の規定に基づくものであるときは、発注者は、支払うべき設計・施工等に係るサービス対価と同条第3項の違約金を相殺することができる。

(契約終了時の措置)

第71条 受注者は、この契約が終了した場合において、工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（受注者が使用する構成企業等その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去とともに、整備対象設備を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならぬ。

- 2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等若しくは整備対象設備の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、整備対象設備を修復し、又は取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出しができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 3 第1項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約が終了した場合においては、発注者に対し、整備対象設備を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

公共施設等の名称及び立地一覧

No	名称	立地
1	滝川小学校	北区天満 1-24-15
2	堀川小学校	北区東天満 2-10-7
3	西天満小学校	北区西天満 3-12-21
4	菅北小学校	北区菅栄町 9-5
5	豊崎東小学校	北区長柄中 2-3-30
6	豊崎本庄小学校	北区本庄西 2-1-16
7	中津小学校	北区中津 3-34-18
8	大淀小学校	北区大淀中 4-10-33
9	豊仁小学校	北区長柄西 2-6-20
10	豊崎小学校	北区豊崎 4-5-9
11	扇町小学校	北区扇町 2-7-24
12	桜宮小学校	都島区東野田町 1-10-19
13	中野小学校	都島区中野町 3-10-5
14	高倉小学校	都島区高倉町 3-3-10
15	淀川小学校	都島区毛馬町 3-5-39
16	都島小学校	都島区都島本通 3-10-3
17	内代小学校	都島区内代町 3-4-6
18	東都島小学校	都島区都島本通 4-24-20
19	大東小学校	都島区毛馬町 2-11-111
20	友渕小学校（本校）	都島区友渕町 1-3-123
21	友渕小学校（分校）	都島区友渕町 1-3-187
22	福島小学校	福島区福島 4-5-6
23	玉川小学校	福島区玉川 2-13-16
24	野田小学校	福島区野田 5-13-22
25	吉野小学校	福島区吉野 3-10-5
26	大開小学校	福島区大開 2-10-28
27	鷺洲小学校	福島区鷺洲 5-6-8
28	海老江東小学校	福島区海老江 1-6-19
29	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10
30	上福島小学校	福島区福島 7-4-33
31	西九条小学校	此花区西九条 4-3-41
32	四貫島小学校	此花区四貫島 2-16-29

No	名称	立地
33	島屋小学校	此花区島屋 2-9-36
34	伝法小学校	此花区伝法 3-13-10
35	梅香小学校	此花区梅香 3-17-29
36	高見小学校	此花区高見 1-3-35
37	酉島小学校	此花区酉島 2-5-12
38	春日出小学校	此花区春日出中 1-13-23
39	玉造小学校	中央区玉造 2-3-43
40	南大江小学校	中央区農人橋 1-3-3
41	中大江小学校	中央区糸屋町 2-3-14
42	開平小学校	中央区今橋 1-5-7
43	高津小学校	中央区高津 3-4-21
44	南小学校	中央区東心斎橋 1-14-29
45	中央小学校	中央区瓦屋町 2-8-4
46	西船場小学校	西区江戸堀 1-21-28
47	日吉小学校	西区南堀江 4-9-19
48	本田小学校	西区川口 1-5-19
49	堀江小学校（東学舎）	西区北堀江 3-2-16
50	堀江小学校（西学舎）	西区北堀江 4-9-35
51	明治小学校（本校）	西区阿波座 2-3-35
52	市岡小学校	港区市岡 3-2-24
53	磯路小学校	港区磯路 3-7-7
54	三先小学校	港区三先 2-6-32
55	田中小学校	港区田中 2-10-34
56	波除小学校	港区波除 3-6-8
57	築港小学校	港区築港 1-10-38
58	南市岡小学校	港区南市岡 2-6-35
59	弁天小学校	港区弁天 2-9-35
60	三軒家西小学校	大正区三軒家西 1-20-26
61	泉尾東小学校	大正区千島 1-16-16
62	中泉尾小学校	大正区泉尾 3-23-34
63	北恩加島小学校	大正区泉尾 5-17-31
64	南恩加島小学校	大正区南恩加島 3-6-11
65	鶴町小学校	大正区鶴町 2-6-24
66	泉尾北小学校	大正区泉尾 2-21-24
67	三軒家東小学校	大正区三軒家東 2-12-59

No	名称	立地
68	真田山小学校	天王寺区玉造本町14-41
69	味原小学校	天王寺区味原町8-19
70	桃陽小学校	天王寺区堂ヶ芝1-2-23
71	五条小学校	天王寺区小宮町9-28
72	聖和小学校	天王寺区寺田町1-6-37
73	大江小学校	天王寺区四天王寺1-9-18
74	生魂小学校	天王寺区上汐4-1-25
75	敷津小学校	浪速区敷津東3-9-32
76	塩草立葉小学校	浪速区塩草1-4-31
77	難波元町小学校	浪速区元町1-5-30
78	栄小学校	浪速区浪速東1-1-61
79	大国小学校	浪速区大国1-9-3
80	柏里小学校	西淀川区柏里2-13-33
81	野里小学校	西淀川区野里2-21-13
82	姫里小学校	西淀川区姫里2-8-24
83	姫島小学校	西淀川区姫島1-10-4
84	福小学校	西淀川区福町2-5-23
85	大和田小学校	西淀川区大和田4-3-24
86	川北小学校	西淀川区中島1-11-20
87	佃小学校	西淀川区佃1-21-12
88	香蓑小学校	西淀川区御幣島6-5-25
89	御幣島小学校	西淀川区御幣島3-5-5
90	歌島小学校	西淀川区歌島2-5-18
91	出来島小学校	西淀川区出来島2-2-24
92	佃西小学校	西淀川区佃2-15-30
93	神津小学校	淀川区十三元今里2-3-12
94	田川小学校	淀川区田川2-9-37
95	加島小学校	淀川区加島1-60-28
96	三津屋小学校	淀川区三津屋中1-4-14
97	新高小学校	淀川区新高1-15-53
98	野中小学校	淀川区野中北1-11-26
99	十三小学校	淀川区十三東4-3-6
100	木川小学校	淀川区木川東3-7-32
101	三国小学校	淀川区三国本町3-9-18
102	北中島小学校	淀川区宮原5-3-4

No	名称	立地
103	塚本小学校	淀川区塚本3-5-6
104	東三国小学校	淀川区東三国6-3-24
105	西三国小学校	淀川区西三国1-21-28
106	新東三国小学校	淀川区東三国3-9-10
107	宮原小学校	淀川区三国本町1-16-44
108	東淡路小学校	東淀川区東淡路3-3-32
109	西淡路小学校	東淀川区西淡路5-5-32
110	菅原小学校	東淀川区菅原6-3-25
111	新庄小学校	東淀川区上新庄2-20-5
112	大隅東小学校	東淀川区瑞光5-8-19
113	豊里小学校	東淀川区豊里5-14-60
114	下新庄小学校	東淀川区下新庄5-2-9
115	井高野小学校	東淀川区井高野1-28-17
116	大桐小学校	東淀川区大桐4-1-15
117	豊新小学校	東淀川区豊新4-17-26
118	東井高野小学校	東淀川区井高野2-8-28
119	大隅西小学校	東淀川区大隅2-3-18
120	豊里南小学校	東淀川区豊里5-12-41
121	大道南小学校	東淀川区大道南1-23-6
122	東小橋小学校	東成区東小橋3-10-37
123	大成小学校	東成区大今里西3-2-62
124	中道小学校	東成区玉津1-7-39
125	北中道小学校	東成区中道2-9-20
126	中本小学校	東成区中本4-2-32
127	東中本小学校	東成区東中本2-9-3
128	今里小学校	東成区大今里1-35-29
129	片江小学校	東成区大今里南2-13-2
130	神路小学校	東成区大今里4-6-19
131	深江小学校	東成区深江南1-4-6
132	鶴橋小学校	生野区桃谷2-20-32
133	東桃谷小学校	生野区勝山北3-7-21
134	東中川小学校	生野区新今里7-14-37
135	小路小学校	生野区小路2-24-40
136	東小路小学校	生野区小路東3-8-15
137	巽小学校	生野区巽中3-12-5

No	名称	立地
138	北巽小学校	生野区巽北 1-30-29
139	巽南小学校	生野区巽南 2-10-7
140	巽東小学校	生野区巽東 3-8-13
141	田島南小学校（第2校地）	生野区田島 5-23-7
142	大池小学校	生野区中川 3-4-3
143	生野未来学園（前期）	生野区生野西 3-5-40
144	清水小学校	旭区清水 5-1-12
145	古市小学校	旭区森小路 2-10-35
146	大宮小学校	旭区大宮 4-9-16
147	高殿小学校	旭区高殿 6-9-10
148	大宮西小学校	旭区中宮 1-8-14
149	生江小学校	旭区生江 1-10-21
150	城北小学校	旭区赤川 3-13-47
151	新森小路小学校	旭区新森 6-3-13
152	高殿南小学校	旭区高殿 3-10-30
153	榎並小学校	城東区野江 4-1-28
154	関目小学校	城東区関目 6-5-5
155	鯰江小学校	城東区今福西 3-9-27
156	聖賢小学校	城東区新喜多 2-4-35
157	中浜小学校	城東区中浜 2-12-35
158	鳴野小学校	城東区鳴野西 4-11-48
159	諏訪小学校	城東区永田 2-15-5
160	成育小学校	城東区成育 1-5-19
161	すみれ小学校	城東区古市 2-6-38
162	東中浜小学校	城東区東中浜 5-4-5
163	森之宮小学校	城東区森之宮 1-6-64
164	鯰江東小学校	城東区今福東 1-3-26
165	榎本小学校	鶴見区今津北 1-5-35
166	茨田南小学校	鶴見区諸口 1-3-71
167	茨田北小学校	鶴見区浜 3-8-66
168	鶴見小学校	鶴見区鶴見 4-14-10
169	今津小学校	鶴見区今津中 4-1-48
170	茨田東小学校	鶴見区茨田大宮 3-7-61
171	茨田西小学校	鶴見区横堤 5-13-61
172	横堤小学校	鶴見区横堤 1-11-83

No	名称	立地
173	みどり小学校	鶴見区緑2-4-45
174	鶴見南小学校	鶴見区鶴見2-17-22
175	茨田小学校	鶴見区安田2-1-8
176	焼野小学校	鶴見区焼野1-3-44
177	高松小学校	阿倍野区天王寺町北3-17-19
178	常盤小学校(本校)	阿倍野区松崎町3-11-12
179	晴明丘小学校	阿倍野区晴明通10-34
180	金塚小学校	阿倍野区旭町3-4-46
181	丸山小学校	阿倍野区丸山通1-4-43
182	阿倍野小学校	阿倍野区阪南町2-17-21
183	阪南小学校	阿倍野区阪南町5-7-40
184	長池小学校	阿倍野区長池町20-26
185	苗代小学校	阿倍野区阪南町1-26-30
186	晴明丘南小学校	阿倍野区帝塚山1-23-8
187	粉浜小学校	住之江区粉浜2-6-6
188	安立小学校	住之江区住之江1-4-29
189	敷津浦小学校	住之江区北島2-9-22
190	加賀屋小学校	住之江区北加賀屋2-5-26
191	住吉川小学校	住之江区西加賀屋4-1-4
192	北粉浜小学校	住之江区粉浜1-5-40
193	住之江小学校	住之江区御崎4-6-43
194	平林小学校	住之江区平林南2-6-48
195	加賀屋東小学校	住之江区東加賀屋1-6-25
196	新北島小学校	住之江区新北島6-2-56
197	南港光小学校	住之江区南港中4-4-22
198	南港桜小学校	住之江区南港中5-2-48
199	清江小学校	住之江区御崎5-7-18
200	東粉浜小学校	住吉区東粉浜2-3-26
201	住吉小学校	住吉区帝塚山西4-1-35
202	長居小学校	住吉区長居東3-3-40
203	依羅小学校	住吉区我孫子4-11-48
204	墨江小学校	住吉区墨江2-3-46
205	遠里小野小学校	住吉区遠里小野6-6-27
206	清水丘小学校	住吉区清水丘2-9-41
207	南住吉小学校	住吉区南住吉3-5-1

No	名称	立地
208	大空小学校	住吉区我孫子西 1 - 6 - 12
209	大領小学校	住吉区大領 3 - 3 - 5
210	苅田小学校	住吉区苅田 3 - 5 - 34
211	山之内小学校	住吉区山之内 2 - 17 - 39
212	苅田南小学校	住吉区苅田 10 - 1 - 35
213	苅田北小学校	住吉区苅田 1 - 11 - 39
214	桑津小学校	東住吉区桑津 5 - 13 - 13
215	田辺小学校	東住吉区田辺 2 - 3 - 34
216	東田辺小学校	東住吉区東田辺 2 - 14 - 6
217	南田辺小学校	東住吉区南田辺 4 - 3 - 4
218	育和小学校	東住吉区杭全 4 - 10 - 12
219	鷹合小学校	東住吉区鷹合 3 - 12 - 38
220	今川小学校	東住吉区今川 4 - 24 - 4
221	矢田東小学校	東住吉区住道矢田 2 - 7 - 43
222	矢田西小学校	東住吉区公園南矢田 2 - 15 - 43
223	矢田北小学校	東住吉区照ヶ丘矢田 2 - 1 - 55
224	湯里小学校	東住吉区湯里 6 - 8 - 3
225	喜連小学校	平野区喜連 7 - 6 - 4
226	長吉小学校	平野区長吉長原 2 - 6 - 55
227	瓜破小学校	平野区瓜破 5 - 3 - 11
228	加美小学校	平野区加美正覚寺 3 - 13 - 35
229	加美南部小学校	平野区加美南 1 - 9 - 17
230	平野南小学校	平野区平野南 2 - 3 - 8
231	長吉東小学校	平野区長吉出戸 8 - 8 - 41
232	喜連西小学校	平野区喜連西 3 - 17 - 61
233	長吉南小学校	平野区長吉六反 3 - 2 - 17
234	瓜破北小学校	平野区瓜破 1 - 8 - 33
235	長原小学校	平野区長吉長原東 3 - 10 - 9
236	喜連東小学校	平野区喜連東 2 - 2 - 17
237	瓜破東小学校	平野区瓜破東 2 - 5 - 78
238	加美北小学校	平野区加美北 7 - 4 - 10
239	長吉出戸小学校	平野区長吉出戸 3 - 1 - 43
240	瓜破西小学校	平野区瓜破西 2 - 1 - 43
241	喜連北小学校	平野区喜連 1 - 7 - 4
242	川辺小学校	平野区長吉川辺 1 - 4 - 9

No	名称	立地
243	新平野西小学校	平野区背戸口 1－5－22
244	天下茶屋小学校	西成区聖天下 1－11－35
245	岸里小学校	西成区千本中 1－8－22
246	玉出小学校	西成区玉出中 2－13－48
247	千本小学校	西成区千本中 2－8－8
248	橋小学校	西成区橋 2－1－29
249	長橋小学校	西成区長橋 2－3－21
250	北津守小学校	西成区北津守 3－3－40
251	南津守小学校	西成区南津守 6－1－14
252	まつば小学校	西成区梅南 3－2－25